

民事訴訟の結果について（報告）

呉市が被上告人等となっていた民事訴訟について、最高裁判所において令和5年4月19日付けで相手方（第1審原告，第2審控訴人，第3審上告人兼申立人。以下同じ。）の上告を棄却し，上告受理の申立てについては受理しないとの決定があり，第2審の判決が確定しました。

1 事件番号

- (1) 第1審 広島地方裁判所呉支部
平成28年（ワ）第150号 損害賠償請求事件
平成29年（ワ）第16号 金銭支払等請求事件
- (2) 第2審 広島高等裁判所
令和2年（ネ）第260号 損害賠償，金銭支払等請求控訴事件
- (3) 第3審 最高裁判所
令和4年（オ）第1406号
令和4年（受）第1774号

2 相手方

株式会社ゆうとびあセトウチ
代表取締役 宍戸 健次

3 事件の概要

グリーンピアせとうち（以下「本件施設」といいます。）の指定管理者であった相手方が，本件施設の設置者である呉市に対し，本件施設の大規模修繕工事を行う義務を怠ったことや当該大規模修繕に関する合意を解除したことなどを理由に，損害賠償等の支払及び債務の不存在の確認を求め，提訴したものです。

(1) 第1審

【請求の概要】

・請求1

呉市は、指定管理に係る基本協定を締結する過程で、指定管理者負担金を本件施設の大規模修繕に充てる意思がないのに充てる旨を議会で公言するなどの違法行為をしたことから、不法行為に基づく損害賠償を求める。

また、呉市は、施設に関する修繕計画を立て、本件施設のリニューアル工事（大規模修繕）を行う義務を負っていたが、これを怠ったことから、債務不履行に基づく損害賠償を求める。

売上の減少、余分の修繕費の支出及び冷温水発生装置の故障による損害として、2億3,329万6,533円及び当該遅延損害金の支払を求める。

・請求2

指定管理者負担金の支払と大規模修繕に関する合意を解除したことによる原状回復等の不当利得返還として、3億2,294万9,845円の返還を求める。

・請求3

請求2の合意の解除により、未払の指定管理者負担金1,770万円について、債務不存在の確認を求める。

【判決の概要】

上記請求のうち、冷温水発生装置の故障による損害の請求（490万3,174円）だけが認められました。

呉市は、相手方に対し、平成29年3月1日から同年6月8日までの間、本件施設への電気供給のため負担した電気料金相当額633万6,659円の不当利得返還請求権を有しており、これと相手方の損害賠償請求権を相殺する意思表示をしたことにより、相手方の呉市に対する損害賠償請求権が消滅し、相手方の請求が棄却されました。

相手方は、この判決を不服として、控訴をしました。

(2) 第2審

【請求の概要】

・請求1

冷温水発生装置が故障し、ホテル棟の空調設備（冷房）が使用できなくなった結果、相手方に生じた損害については、呉市は債務不履行に基づく損害賠償責任を負うものであり、その損害額については、①宿泊費用及び食事代相当額、②他の宿泊施設への振替え費用、③冷風機等の購入費用の計490万3,174円である。

これを維持しつつ、不法行為による同額の賠償請求を追加する。

・請求 2

平成17年及び平成28年に呉市との間で締結した各協定に付随して成立した呉市と相手方との間の本件施設の大規模修繕に係る合意を呉市が不履行としたこと（債務不履行）の損害の賠償を求める。

【判決の概要】

第2審において、相手方が、上記第1審の請求（以下「旧請求」といいます。）を上記第2審の請求（以下「新請求」といいます。）に変更しています。

第2審判決では、新請求はいずれも棄却されました。

また、第1審判決では、旧請求（呉市が相殺の意思表示をしている490万3,174円に係る部分を除く。以下同じ。）はいずれも棄却されていますが、旧請求が新請求に変更されたことにより、旧請求に対する第1審判決は、その効力を失いました。相手方は、この判決を不服として、上告をしました。

(3) 第3審

【請求の概要】

第2審の請求額1億8,031万9,411円のうち7,000万円を請求する。

【決定】

ア 主文

- (ア) 本件上告を棄却する。
- (イ) 本件を上告審として受理しない。
- (ウ) 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

イ 理由

(ア) 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

(イ) 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。